

「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」に関する意見募集結果

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	1-1	<p>・匿名加工情報規制，特に匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報に関する安全管理措置について本指針を改訂する必要はないか確認されたい。例えば，本指針1-1は「個人データ」とされているが，これを「個人データ（ただし，匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号（特定個人情報に係るものを除く。）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報を含む。以下同じ）」と修正することを検討されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>実務指針（案）は，金融分野ガイドライン（案）第8条等に規定する安全管理措置等に関して規定するものです。</p> <p>したがって，匿名加工情報関連の対応については，個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）等に基づき，適切に対応する必要があります。</p> <p>なお，実務指針（案）において定められた事項について，その具体的な対応方法は，金融分野における各個人情報取扱事業者の自主的な取組を求めるものですが，その取組に際して，安全管理措置等の観点は前提としつつも，併せて個人情報保護法第36条等の義務に対応することは妨げられるものではありません。</p>
2	1-2	<p>・本指針では「小規模事業者」（本指針1-2等）という用語が使われているが，通則編8では「中小規模事業者」という用語が使われている。この「小規模事業者」と「中小規模事業者」の意義が同じか異なるかを回答されたい。もし同じなら，同じ語を用いるべきではないか，検討されたい。もし異なるのであれば，それぞれどのような意味であるかを回答した上で，通則編と本指針における例外的取扱いの対象が異なると実務上の混乱を招く可能性があることから統一（平仄をあわせる）を検討されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>「小規模事業者」については，通則ガイドラインの「中小規模事業者」とは同義ではありませんが，いずれにしても金融分野における個人情報取扱事業者は，個人情報保護法第20条等に規定する安全管理措置等については，通則ガイドライン（項番8等）ではなく金融分野ガイドライン（案）及び実務指針（案）の規定に従うこととなりますので，実務上の混乱は生じないものと考えます。</p>
3	2-4	<p>・本指針2-4は「金融分野における個人情報取扱事業者は，「個人データの取扱状況を確認できる手段の整備」として，次に掲げる事項を含む台帳等を整備しなければならない。」として従前と全く変更がないが，これは第三者提供を受ける際の確認・記録義務（法26条）の要請は，従前どおり本指針2-4で求められている台帳等を整備することで果たされるからという理解でよいか，確認されたい（本指針2-4に加えて本指針6-1④「取得・入力時の照合及び確認手続」及び⑧「取得・入力状況の記録及び分析」も含むのであればその旨を明らかにされたい。）。もし，第三者提供を受ける際の確認・記録義務（法26条）を満たすためにこれまでよりも上乘せされる対応が必要であれば，それが具体的に何かを回答されたい。また，その場合には，本指針を修正されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>実務指針（案）は，金融分野ガイドライン（案）第8条等に規定する安全管理措置等に関して規定するものです。</p> <p>したがって，第三者提供時の確認・記録義務関連の対応については，個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）等に基づき，適切に対応する必要があります。</p> <p>なお，実務指針（案）において定められた事項について，その具体的な対応方法は，金融分野における各個人情報取扱事業者の自主的な取組を求めるものですが，その取組に際して，安全管理措置等の観点は前提としつつも，併せて個人情報保護法第26条等の義務に対応することは妨げられるものではありません。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			せん。
4	2-4	<p>・第三者提供に際しての記録義務（法25条）に関する修正がされていないが、例えば、本指針2-4に⑥として「第三者に提供した場合の記録」を追加する必要はないか、検討されたい。不要であれば、なぜ法25条が導入されても、それに対する対応が不要なのかを明らかにされたい。もし、本指針6-4-1⑦の「移送・送信状況の記録及び分析」で法25条の要請を満たすということであればその旨を明記されたい。もし、第三者提供に際しての記録義務（法25条）を満たすためにこれまでよりも上乗せされる対応が必要であれば、それが具体的に何かを回答されたい。また、その場合には、本指針を修正されたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>実務指針（案）は、金融分野ガイドライン（案）第8条等に規定する安全管理措置等に関して規定するものです。</p> <p>したがって、第三者提供時の確認・記録義務関連の対応については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）等に基づき、適切に対応する必要があります。</p> <p>なお、実務指針（案）において定められた事項について、その具体的な対応方法は、金融分野における各個人情報取扱事業者の自主的な取組を求めるものですが、その取組に際して、安全管理措置等の観点からは前提としつつも、併せて個人情報保護法第25条等の義務に対応することは妨げられるものではありません。</p>
5	2-6	<p>・本指針は漏えい等に対する対応についても言及がある（本指針2-6等）ところ、漏えい等については、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」が個人情報保護委員会告示として制定される予定である。そこで、本指針の漏えい等に関する記述と「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」の関係について回答されたい。金融機関の場合には、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」は適用されず、本指針のみを遵守すればよいのか、それとも、金融機関については「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」と本指針が重畳的に適用されるのか回答されたい。なお、後者の場合には、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」と本指針が矛盾する場合において、金融機関としてどのように対応すればよいか、回答されたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい事案等に際して、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（案）」ではなく、金融分野ガイドライン（案）及び実務指針（案）の規定に従うことになります。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>
6	2-6-1	<p>（意見）</p> <p>1. 漏えい等事案にかかる個人データについて高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合は、実質的に個人データが外部に漏えいしていないと判断されるので、2-6-1に掲げる事項の実施を要しない旨を明示していただきたい。</p> <p>2. 2017年1月6日にパブリックコメントが締め切られた告示案（「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（案）」）（「本件告示案」）3. 2に記載の場合においては、金融分野ガイドラインおよび実務指針においても、監査当局等への報告を要しないと考えてもよいか。</p>	<p>金融分野における個人情報取扱事業者は、個人情報等の漏えい事案等に際して、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（案）」ではなく、金融分野ガイドライン（案）及び実務指針（案）の規定に従うことになります。</p> <p>なお、個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>(理由)</p> <p>1. 個人データに高度な暗号化処理が施されている場合は、万一、当該データが流出した場合であっても、第三者に内容を読み取られる可能性が極めて低く、当該データの漏えいによる被害が想定しにくいため。</p> <p>2. 本件告示案の適用範囲を確認したい。</p> <p style="text-align: right;">【日本マイクロソフト株式会社】</p>	
7	5-3	<p>【対象条文】</p> <p>金融分野における個人情報取扱事業者は、「再委託における条件」として、再委託の可否及び再委託を行うに当たっての委託元への文書による事前報告又は承認等を、委託契約に盛り込むことが望ましい。</p> <p>【ご意見】</p> <p>「再委託における条件」として、「再委託の可否及び再委託を行う先に対する十分な事前審査・管理を行うことが望ましい。」と変更した上で、「なお、再委託先の管理の方策として委託先と協議の上、事前報告や承認を得るなどを契約に盛り込むことも考えられる。」と、例示として記載していただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>重要業務の再委託先管理については、FISC（金融情報システムセンター）における最新のガイドライン（安全対策基準 運109）での規定と平仄を取ることで金融機関の実運用上の混乱を防ぐことが可能と考えます。</p> <p>同ガイドライン上（運109）では、クラウド利用のリスク管理としてはあるが、再委託先の事前承認は求めておらず、代わりに十分な事前審査を求めている。また事前審査の実施者についても、「クラウド事業者による再委託先の審査・管理プロセスが金融機関のそれよりも実効的であるとみなされる場合には、クラウド事業者側での事前審査が最善策となり得る」として委託先による審査も実行的な方策として記述されています。</p> <p>外部委託でも同様で、事前報告、事前承諾を契約書に盛り込むことを「望ましい」として記述することは実効性を欠く、と思われます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社セールスフォース・ドットコム】</p>	<p>委託については様々な委託先が考えられるところ、その適切な監督の観点から、御意見の実務指針（案）5-3の（注）の規定の必要性等は今般の個人情報保護法の改正前後において変わらないことから、現行の実務指針の規定内容を引き続き維持することとします。</p> <p>なお、実務指針（案）において定められた事項について、その具体的な対応方法は、金融分野における各個人情報取扱事業者の自主的な取組を求めるものであり、本規定の「事前報告又は承認等を、委託契約に盛り込む」に当たっての実際の対応については、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、各事業者において適切に判断することになります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
8	5-3	<p>【対象条文】 金融分野における個人情報取扱事業者は、委託先において個人データを取り扱う者の氏名・役職又は部署名を、委託契約に盛り込むことが望ましい。</p> <p>【ご意見】 当一文の削除をお願いしたい。もしくは「個人データを取り扱う者の実行的な事前評価と、継続的なモニタリングを行う旨を契約書に盛り込むなどの個人情報取扱者に対する厳格な管理が望まれる」といった表現に変更していただきたい。</p> <p>【理由】 委託先において個人データを取り扱う者の氏名・役職又は部署名を、委託契約に盛り込むことは、企業活動の流動性や、早い事業環境の変化に対応する必然性等を考えると、現実的に極めて難しく、また実効性を欠くと思われます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社セールスフォース・ドットコム】</p>	<p>御意見の実務指針（案）5-3の（注）の規定の必要性等は、一般の個人情報保護法の改正前後において変わらないことから、現行の実務指針の規定内容を引き続き維持することとします。</p>
9	6-4-1	<p>・外国にある第三者に対する提供規制（法24条）に関する修正がなされていないが、本指針6-4-1④「移送・送信時の照合及び確認手続」で足りるという趣旨か、確認されたい。もし、外国にある第三者に対する提供規制（法24条）を満たすためにこれまでよりも上乗せされる対応が必要であれば、それが具体的に何かを回答されたい。また、その場合には、本指針を修正されたい。</p> <p style="text-align: right;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>実務指針（案）は、金融分野ガイドライン（案）第8条等に規定する安全管理措置等に関して規定するものです。</p> <p>したがって、外国にある第三者への提供関連の対応については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）等に基づき、適切に対応する必要があります。</p> <p>なお、実務指針（案）において定められた事項について、その具体的な対応方法は、金融分野における各個人情報取扱事業者の自主的な取組を求めるものですが、その取組に際して、安全管理措置等の観点も併せて前提としつつも、併せて個人情報保護法第24条等の義務に対応することは妨げられるものではありません。</p>
10	6-6-1	<p>・本指針6-6-1は監督当局等への報告等を定めているところ、漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報について高度な暗号化等の秘匿化がされている場合、漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合、漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報によって特定の個人を識別することが漏えい等事案を生じた事業者以外ではできない場合（ただし、漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報のみで、本人に被害が生じるおそれのある情報が漏えい等した場合を除く。）、個人データ又は加工方法等情報の滅失又は毀損にとどまり、第三者が漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を閲覧すること</p>	<p>個人情報等の漏えい等事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>が合理的に予測できない場合等、実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合（「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」3（2）①参照）には報告は不要と理解してよいか回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	
11	6-6-1	<p>・本指針6-6-1は監督当局等への報告等を定めているところ、FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち、宛名及び送信者名以外に個人データ又は加工方法等情報が含まれていない場合等 FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合（「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」3（2）②参照）には報告は不要と理解してよいか回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>個人情報等の漏えい事案等への対応の内容に関しては、金融分野Q&Aにおいて説明することを検討してまいります。</p>
12	(別添2)	<p>・本指針別添2「非公知の情報」というのは、例えば顔認証情報等の「外見から明らか」な情報であれば、それが「身体障害」（法2条3項、政令2条1項）として機微（センシティブ）情報に該当するとしても、「公知」と理解してよいということか、そうではないのか回答されたい。また、インターネット上で顔写真が何者かによって公表されているような場合も「公知」と理解してよいのか、そうではないのか（それとも、例えば、本人または法76条1項各号に該当する者により公表されてはじめて「公知」となるのか）回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>外見から明らかな情報については、「公知」であるものと考えられます。</p> <p>他方、インターネット上で顔写真が何者かによって公表されているような場合については、一般的に「公知」であるとはいえないものと考えられます。</p>
13	7-1-1-1、 7-1-2-1、 7-1-3-1、 7-1-5-1	<p>・本指針7-1-1-1、7-1-2-1、7-1-3-1及び7-1-5-1で機微情報に該当する生体認証情報の保護について、単なる機微情報以上の上乗せ規制がされているのはなぜか回答されたい。なお、機微情報の中には生体認証情報以外にもセンシティブ性が極めて高いものもあると思われるところ、その中で生体認証情報のみを取り上げて上乗せ規制をすることがなぜ合理的といえるのかについても回答されたい。例えば、「本人を少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。」(政令2条5号)は、少年法61条の趣旨に鑑みれば、機微情報に該当する生体認証情報と同等かそれ以上に厳しい管理が必要と思われるが、なぜこのような情報については上乗せ規制をせず、機微情報に該当する生体認証情報だけを上乗せ規制をするのか、それが正当化される理由を回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報については、金融分野ガイドライン（案）に基づき、本人確認のみに用いられるための措置が必要であり、この観点から安全管理措置を規定しているものです。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
14	7-1-2、 7-1-3、 7-1-5	<p>・本指針7-1-1-2、7-1-3及び7-1-5「取扱者の必要最小限の限定」の趣旨がわかりにくいので、何をどう必要最小限にするべきなのかを回答されたい。「取扱者を必要最小限に限定すること」とか「取扱者が機微（センシティブ）情報に触れる範囲を必要最小限に限定すること」というように、何をどう必要最小限にするのかかわかるよう修正されたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>「取扱者の必要最小限の限定」については、漏えい等を防止等する観点からの規定ですが、その具体的な対応方法は、金融分野における各個人情報取扱事業者の自主的な取組を求めるものです。</p> <p>なお、御意見の実務指針（案）の該当箇所は、現行の実務指針の規定内容を引き継いでおり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
15	7-1-2-1	<p>・本指針7-1-2-1の「残存する生体認証情報の消去」はどのような場合を想定しているのか、明らかにされたい。本指針7-1-1-1③の「(基となった)生体情報」が利用段階で残存していればそれを速やかに消去すべきということか、それとも、消去・廃棄段階の話をしているのか（そうであれば、7-1-5の問題とも思われる）、はたまたそれ以外なのかを回答の上、必要に応じて修正されたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>「残存する生体認証情報の消去」については、不正利用の防止等の観点から、日常での取引において顧客から取得した生体認証情報について、照合等の後に消去することを規定しているものです。</p>
16	7-1-3-1	<p>・本指針7-1-3-1の「分別管理」はどの程度の分別をすればよいのか回答されたい。例えばRDB（リレーショナルデータベース）であれば、異なるテーブル上に氏名等の個人情報と生体認証情報をそれぞれ分けて保管していればそれだけでよいのか、それともそれ以上のことをしなければならないのか（後者の場合には具体的に何をしなければならないのか）等を回答されたい。</p> <p style="text-align: center;">【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>実務指針（案）において定められた事項について、その具体的な対応方法は、金融分野における各個人情報取扱事業者の自主的な取組を求めるものですが、「分別管理」については、例えば、生体認証情報について不正コピーや盗難等の事案が発生した場合においても、本人が特定されないように適切に対応する必要があります。</p>